

平成15年12月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北球磨線	葦北郡芦北町大字宮浦字宮前	149.6	単道改
		同所 同字 14番1地先から 22番地先まで		

2 供用開始する期日 平成15年12月25日

熊本県告示第1207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年12月24日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	今吉野 甲佐線	上益城郡甲佐町大字中山字錦川	192.3	緊道整
		同所 同字 796番1地先から 759番1地先まで		
”	南田 内大臣線	上益城郡矢部町大字長原字山中	262.0	単道改
		同所 字山宮谷 582番1地先から 1288番2地先まで		

2 供用開始する期日 平成15年12月25日

熊本県告示第1208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年12月24日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	瀬川玉東線	玉名市上小田字小町	636.9	緊道整
		同所 字下坐頭 898番1地先から 814番地先まで		

2 供用開始する期日 平成15年12月26日

熊本県告示第1209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年12月24日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子